

令和3年第16回紋別市農業委員会総会（第1日）

- 1 開会日時 令和3年10月28日
開会午前11時08分

2 議事日程

- 日程第1 会期の決定
日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第3 報告第2号 農用地利用調整申出について
日程第4 議案第1号 現況証明願について
日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
日程第7 議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について

3 出席委員（16名）

議長	千葉好弘君	職務代理	富永克治君
1番	平野道教君	2番	那須信利君
3番	砂原一夫君	4番	岩田博教君
5番	渡邊修君	6番	武田政一君
7番	植田市子君	9番	長谷川保君
13番	夏野善徳君	14番	柳澤路子君
15番	平石栄司君	17番	佐藤雅広君
18番	田中賢治君	19番	石田哲夫君

4 欠席委員（3名）

8番	壽見義忠君	12番	木原闊治君
16番	竹村勉君		

5 事務局出席職員

事務局長	内田誠君	庶務係長	吉野久寿君
農地係長	安部勝喜君	庶務係兼農地係	渡邊崇雅君

午前 11 時 8 分 開会

○議長（千葉好弘君） それでは、これより第 16 回紋別市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、16 名であります。よって、開議の定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事録署名委員であります、14 番柳澤委員、15 番平石委員のご兩名をご指名いたします。

ここで、事務局より諸般の報告を申し上げます。

事務局長。

○事務局長（内田 誠君） 本日の欠席委員でございますが、壽見委員、木原委員、竹村委員より届け出がございます。

次に、本日の議事日程ですが、お手元に配付しております議事日程表のとおり日程第 1 から第 7 までとなっております。

以上で報告を終わります。

○議長（千葉好弘君） それでは、これより本日の議事に入ります。

日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

次に日程第 2、報告第 1 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） それでは報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 4 件ありましたのでご報告いたします。

（総会議案に基づき朗読）

○議長（千葉好弘君） それでは、これより 1 番ないし 4 番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、報告第 1 号を終了いたします。

次に日程第 3、報告第 2 号農用地利用調整申出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） それでは報告第 2 号、農用地利用調整申出について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等の調整申出書の提出が 8 件ありましたのでご報告いたします。

（総会議案に基づき朗読）

以上でございますが、詳細は調整委員よりご説明がございます。

○議長（千葉好弘君） それでは、調整にあたっている調整委員より説明をお願いいたします。

1 番について植田委員お願いいたします。

○7番（植田市子君） 継続でお願いいたします。

○議長（千葉好弘君） ただいま植田委員より継続という説明がございましたが、1番について質疑を行います。何かご意見、ご質問ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に2番について長谷川委員お願いします。

○9番（長谷川保君） ●●●●さんの土地の賃貸なんですけども、●●●●、●●●●、●●●●に調整成立いたしました。お願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま長谷川委員より説明がございましたが、2番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に3番についてであります。事務局より説明があったとおり、申出者が死去したため、申し出取消しにより説明は省略いたします。次に4番について武田委員お願いいたします。

○6番（武田政一君） 売買なんですけども、●●●●に決まりましたので、よろしくをお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま武田委員より説明がございましたが、4番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に5番について那須委員お願いします。

○2番（那須信利君） 今まで借りていた●●●●さんに売買成立ということで、よろしくをお願いいたします。

○議長（千葉好弘君） ただいま那須委員より説明がございましたが、5番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に6番及び8番について平野委員お願いします。

○1番（平野道教君） 6番の賃貸借になります。●●●●さんでの賃貸借成立となっております。続いて8番の賃貸借になります。●●●●さんでの賃貸借成立となっております。よろしくをお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま平野委員より説明がございましたけれども、6番及び8番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に7番について柳澤委員お願いします。

○14番（柳澤路子君） 以前借りていた●●●●さんに、また調整成立となっております。よろしくをお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま柳澤委員より説明がございましたが、7番についての質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。

次に日程第4、議案第1号現況証明願についてを議題といたします。

本案の1番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、那須委員が議事参与制限に該当いたしますので、よろしくをお願いいたします。それでは事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） はい、議案第1号、現況証明願について、このことについて記載のとおり願出が2件ありましたので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

資料は、総会資料の1ページから7ページまでとなっております。

（総会議案に基づき朗読）

○議長（千葉好弘君） それでは、担当委員より説明をお願いいたします。

1番について渡邊委員をお願いいたします。

○5番（渡邊 修君） はい、総会資料の1ページから4ページなんですけれども、3ページですか小向180番は20年近く前に●●●●さんが取得されて、川が入っているんです。川の向こう側に行けないもんですから、利用されていないということで現況を山林に戻したいということです。2番について4ページですね。680-1、これは1町くらいしかないんですけど、取付道路が678-1のところにあります、これがちょっと●●●●さんの土地じゃないんですよね。数年前から利用されていないということで、これも地目を変更したいということで原野に戻したいということです。577、578-2については、これは山林だったんですけれども、農地として今利用しているということで、これも地目を畑に変えたいということなんです。よろしくをお願いいたします。

○議長（千葉好弘君） ただいま渡邊委員より説明がございましたが、これより質疑を行います。1番について何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に2番について、長谷川委員をお願いします。

○9番（長谷川保君） 総会資料の5ページから7ページなんですけれども、●●●●さんの住宅前と道路との三角のところなんですけれども、宅地に覆われている場所で、牧場とはもうなくなって宅地にしたいということなんで、お願いいたします。

○議長（千葉好弘君） ただいま長谷川委員より説明がございましたが、2番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結いたします。

これより1番及び2番の2件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

1番及び2番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第5、議案第2号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

なお、本案の2番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、佐藤委員が議事参与制限に該当

いたしますので、よろしく申し上げます。それでは事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） それでは議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、紋別市より求められた5件の農用地利用集積計画について議決を求めるものがございますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

（総会議案に基づき朗読）

○議長（千葉好弘君） それでは、これより質疑を行います。1番ないし5番について何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結・・・・・・・・

（「一つよろしいですか」と武田委員発言）

○議長（千葉好弘君） 武田委員。

○6番（武田政一君） ちょっと記載ミスがあるんですけども。売買の●●●●、藻別と住所なっていますが、これ上藻別なんですよ。書き直してほしいんですが。藻別じゃなくて上藻別です。

○議長（千葉好弘君） 上藻別。ほかございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結いたします。

これより1番ないし5番の5件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

1番ないし5番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

○議長（千葉好弘君） 次に日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） それでは議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、農地法第5条第1項の規定により許可を受けた農地等転用事業計画に変更が生じることから、計画の変更申請が記載のとおり1件提出されましたので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

番号の1番、所在上渚滑町8丁目7番1ほか計3筆、面積が31,660㎡、譲渡人川崎市●●●●、譲受人上渚滑町4丁目●●●●、それから事業の変更内容でございますが、当初、計画しておりました令和3年11月30日までの完了が困難となったため、事業期間を令和4年12月31日まで延長するものであり、変更理由としましては、昨今のコロナ禍における道内緊急事態措置延長等の影響により工事の着手が大幅に遅れているほか、施工業者の人材確保、資材確保の面でいまだ着手の目途が見通せない状況が続いており、さらに冬期間施工による事業費増加を避けるためでございます。

以上でございます。

○議長（千葉好弘君） それでは、これより質疑を行います。

本案について何かご意見、ご質問はございませんか。

(発言する者なし)

ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第7、議案第4号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題といたします。なお、本案の1番及び9番並びに13番が農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与制限に該当いたします。1番が私で、9番が岩田委員、13番が佐藤委員となっておりますので、よろしく申し上げます。

まず1番について審議いたしますので、議長を富永代理に交代いたします。よろしく申し上げます。

○会長職務代理(富永克治君) それでは、1番について事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) それでは議案第4号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、農地法第6条の規定による報告書が記載のとおり24法人より提出されましたので議決を求めるものでございますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

資料は、総会資料の8ページから13ページまでとなっております。

初めに1番についてご説明いたします。資料の9ページとなっております。

1番の●●●●ありますが、農地法第6条に基づき提出されました農地所有適格法人報告書を基に確認した結果、法人形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件のいずれにつきましても農地法第2条第3項に規定するすべての要件を満たしていることを確認いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

○会長職務代理(富永克治君) それでは1番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(発言する者なし)

ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

1番は原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

それでは、次に千葉会長に交代いたします。

○議長（千葉好弘君） それでは、2番ないし24番について事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） 2番ないし24番についてご説明いたします。

同じく資料の9ページから13ページまでとなっております。

2番の●●●●から24番の●●●●につきましても、資料の記載のとおり法人形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件のいずれについても農地法第2条第3項に規定するすべての要件を満たしていることを確認いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

○議長（千葉好弘君） それでは、2番ないし24番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（発言する者なし）

ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結いたします。

これより2番ないし24番の23件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

2番ないし24番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

これで議案の審議はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第16回紋別市農業委員会総会を閉会いたします。

午前11時31分 閉会